

瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の
あり方について（答申）

平成 28 年 6 月

大阪府環境審議会

目次

はじめに.....	1
I 背景.....	2
1 瀬戸内海環境保全基本計画の変更.....	2
(1)「あり方答申」における将来像と基本的な考え方.....	2
(2)変更された瀬戸内海環境保全基本計画の内容.....	3
2 大阪湾の状況.....	5
(1)水質の水平分布.....	5
(2)底質の水平分布.....	9
(3)生物の水平分布.....	10
(4)沿岸の陸域における利用面での地域特性.....	13
II あり方検討に係る論点.....	15
III 大阪湾のゾーニング.....	20
IV 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像.....	25
V 将来像の実現に向けた環境保全・再生・創出の基本的な考え方.....	26
1 多様な生物を育む場の確保.....	26
1-1 生物の生息環境の改善.....	26
1-2 水産資源の持続的な利用の確保.....	26
2 水質の保全及び管理.....	27
3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出.....	27
VI 将来像の実現に向けた課題と施策のあり方.....	28
VII 施策の進捗状況の点検指標.....	33
おわりに.....	36
参考資料1 大阪湾の状況（環境基準達成状況や水質の経年変化等）.....	37
参考資料2 大阪府域における主な施策の実施状況.....	58
参考資料3 「大阪湾の環境保全についての意見を聴く会」における意見等の概要.....	73
参考資料4 大阪府環境審議会瀬戸内海環境保全計画部会委員名簿.....	78
参考資料5 審議経過.....	78
参考資料6 瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について（諮問）...-	79-

はじめに

大阪湾を含む瀬戸内海的环境保全については、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、国が瀬戸内海環境保全基本計画を策定し、瀬戸内海関係 13 府県が基本計画に基づいて府県計画を策定して、取組みを進めている。

その結果、海域への流入負荷は着実に削減され、水質の改善が進んできたが、大阪湾を含む一部の湾・灘では、依然として、CODに係る環境基準を達成していない地点があり、赤潮や貧酸素水塊が発生している。また、生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性や、多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れる生物生産性等の新たな課題への対応も必要と指摘されている。

このため、平成 27 年 2 月に、瀬戸内海環境保全基本計画が変更された。変更にあたっては、「豊かな瀬戸内海」を目指し、新たに、湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理や、水産資源の持続的な利用の確保といった観点が盛り込まれるとともに、計画の期間を概ね 10 年とし、施策の進捗状況について点検を行うこととされた。

一方、大阪湾においては、湾奥部と湾口部で、水質の状況や生物の生息環境、沿岸の陸域の利用状況が大きく異なっていることから、瀬戸内海の他の湾・灘とは異なる課題も生じており、対応が必要な状況にある。

本審議会は、平成 27 年 6 月 18 日に府から、変更された瀬戸内海環境保全基本計画と大阪湾の状況を踏まえた「瀬戸内海的环境の保全に関する大阪府計画のあり方について」諮問を受け、瀬戸内海環境保全計画部会において専門的な見地から慎重に審議を行った。

本答申は、部会の報告を踏まえて本審議会で審議した結果を取りまとめたものである。

I 背景

1 瀬戸内海環境保全基本計画の変更

今回の基本計画の変更は、中央環境審議会において、「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」と「基本計画の変更」について、それぞれ審議・答申された内容を踏まえて行われている。中央環境審議会における「あり方答申」の内容と、基本計画の変更内容の概要は次に示すとおりである。

(1) 「あり方答申」における将来像と基本的な考え方

国においては、平成 23 年 7 月に中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生のあり方」について諮問された。答申における「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像」と「環境保全・再生の基本的な考え方」の概要は次のとおりである。

1) 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像

① 今後の目指すべき「豊かな瀬戸内海」

瀬戸内海がもたらす豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、生物が健全に生息している状態に保っていくため、「庭」、「畑」、「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を実現していくことが今後の目指すべき将来像と考えられる。

② 「豊かな瀬戸内海」のイメージ

- ・美しい海：良好な水質の保全、自然景観・文化的景観の保全と利用
- ・多様な生物が生息できる海：生物多様性の保全、高い生物生産性の維持
- ・賑わいのある海：地域資源の利用、海とのかかわりによる地域活性化

③ 海域に応じた「豊かな海」

目指すべき将来像や環境保全・再生へのアプローチは、湾・灘ごとの規模、あるいは状況に応じて沿岸・沖合などのさらに小さな規模において、その海域の特性に応じてきめ細やかに対応する必要がある。

大阪湾については、湾奥では汚濁負荷が多く、夏の貧酸素水塊の発生が問題になっている。また、湾の南部や西部では冬にノリの色落ち被害が発生するなど、同一の湾内でも海域によって生じている問題が異なっている。さらに過去の大規模な埋立により、海水の流動状況が変化したことから、特に湾奥においては地形的な要因が水質に対して大きな影響を与えている。こうしたことから、湾・灘よりもさらに細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮した検討が必要である。

2) 環境保全・再生の基本的な考え方

① きめ細やかな水質管理

環境基準の達成・維持を図りつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルの設定と適切な維持及び円滑な物質循環を確保するための水質管理を図ることが必要であり、その際には、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じてきめ細やかに対応することが重要である。

② 底質環境の改善

湾奥等の海域における負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小する取組みと組み合わせた底質環境の改善や、窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因となっていることから、その対策が必要である。

③ 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出

藻場、干潟、砂浜、塩性湿地の保全・再生・創出について、更なる推進が必要である。特に赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。

④ 自然景観及び文化的景観の保全

瀬戸内海独自の美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観を保全し将来に継承するための取組みや新たな景観づくりを更に推進することが必要である。その際には、住みやすさと賑わいと両立などに留意することも重要である。

⑤ 地域における里海づくり（①～④に沿った取組の推進にあたり不可欠な共通的事項）

里海*づくりの手法の導入は非常に有効である。その際には、森・里・川・海はつながっており、それらが非常に強い関係を持つことを重視することが重要である。

*「里海」とは「人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」と定義されるもの。

⑥ 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入（①～④に沿った取組の推進にあたり不可欠な共通的事項）

環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、ある程度の蓋然性が見えた段階で、データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対策の変更を加えていく順応的管理の考え方に基づく取組みを推進することが必要である。

(2) 変更された瀬戸内海環境保全基本計画の内容

(1)の「あり方答申」を受け、国においては、平成25年4月に中央環境審議会に対し「基本計画の変更」について諮問され、平成27年2月に中央環境審議会から基本計画

の変更案が答申された。この答申を踏まえ、同月、基本計画が変更された。国が、「『瀬戸内海環境保全基本計画』変更のポイント」として示している内容は次に示すとおりである。

(「瀬戸内海環境保全基本計画」変更のポイント)

- ・『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- ・水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- ・生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし、今後の施策の方向性を明確化
- ・現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化

2 大阪湾の状況

将来像等の検討に当たっては、海域における水質、底質、生物の水平分布と、沿岸の陸域における利用面での地域特性を把握することが必要である。その状況は次に示すとおりである。

(1) 水質の水平分布

大阪湾の水質の状況を把握するためには、環境基準点だけでなく、湾奥部の港湾域における状況も詳細に把握することが必要である。環境基準の類型が指定されているCOD、全窒素、全りんに加え、生物面から見て重要と考えられるDIN、DIP、クロロフィルa、8月の底層DOについて、大阪府、兵庫県、沿岸市が平成24～26年度に実施した公共用水域の常時監視で得られたデータの平均値による水平分布図は図1～図7に示すとおりである。

水質の水平分布の傾向として、COD、全窒素、DIN、全りん、DIP、クロロフィルaについては、湾奥部はおおむね高く、湾中央部・湾口部では低くなっている。特に、全窒素、DIN、全りん、DIP、クロロフィルaについては、湾奥沿岸部の濃度が高く、濃度勾配も大きくなっている。8月の底層DOについては、湾中央部・湾口部では高く、湾奥部はおおむね低くなっており、貧酸素耐性が高い水生生物の生息に必要とされる2mg/Lを下回っている海域もある。

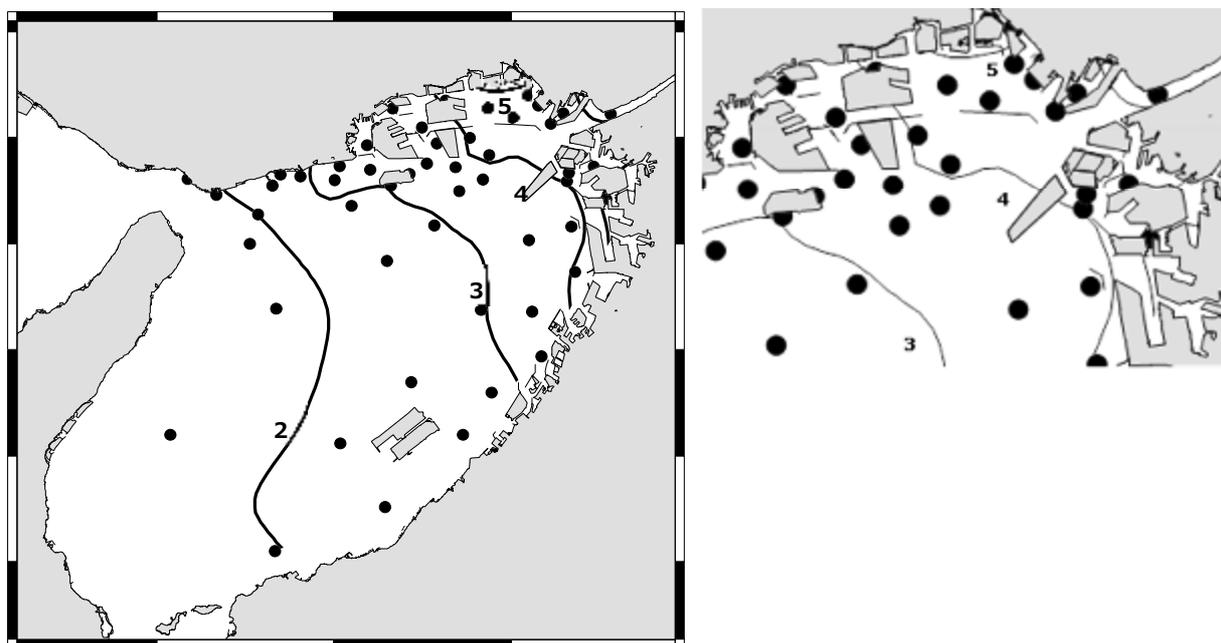


図1 CODの水平分布
(表層、コンター間隔：1mg/L)

※図中の黒丸は測定点を示す。右図は左図の湾奥部を拡大したものである（以下同じ）。

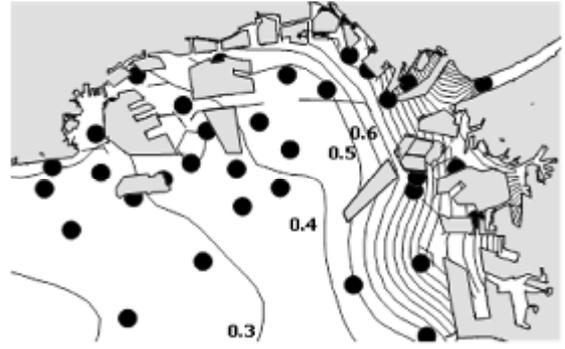
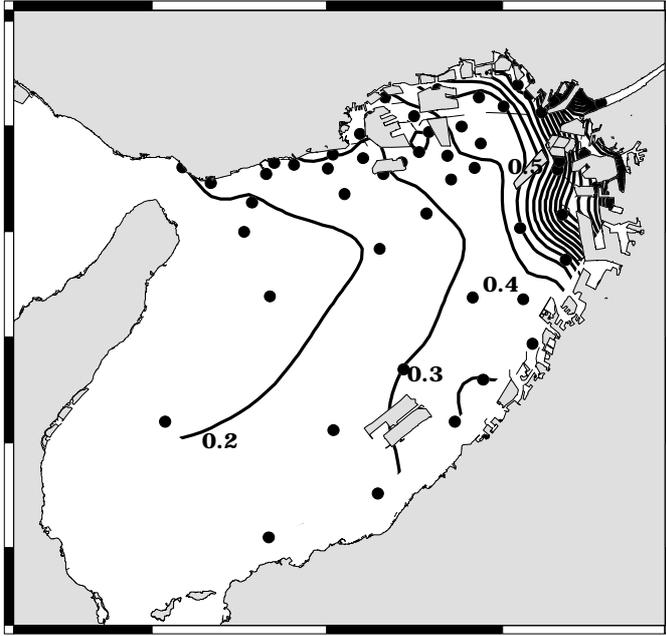


図2 全窒素の水平分布
(表層、コンター間隔 : 0.1mg/L)

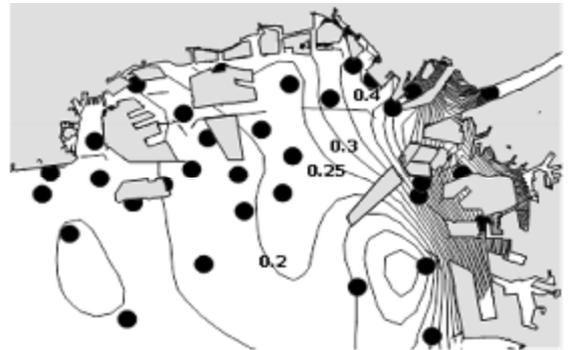
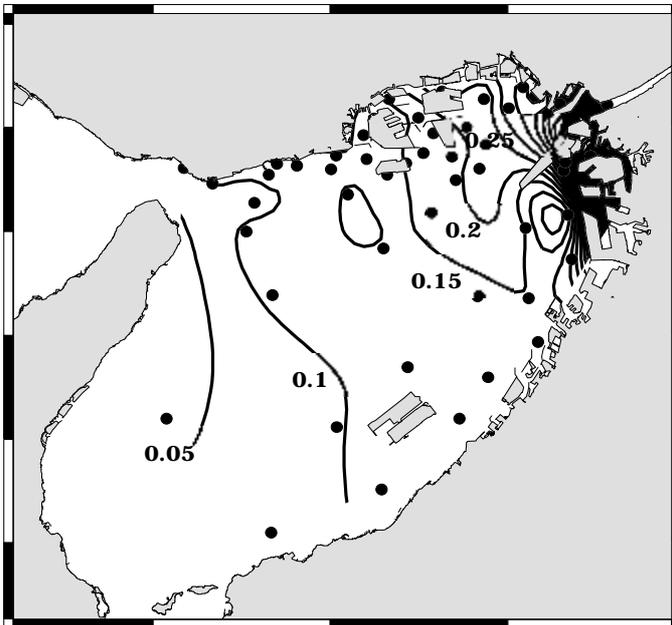


図3 DINの水平分布
(表層、コンター間隔 : 0.05mg/L)

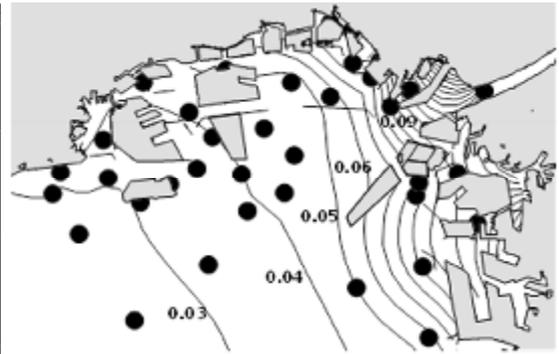
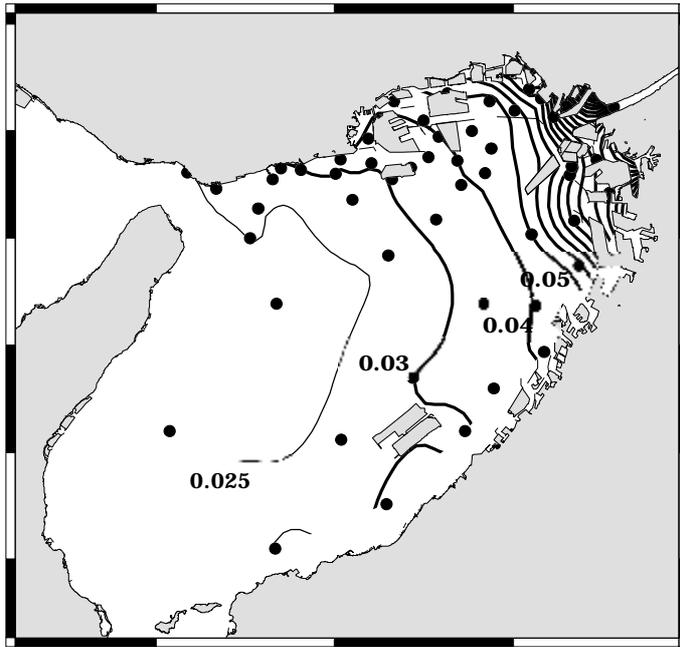


図4 全りん
 (表層、コンター間隔 : 0.01mg/L)

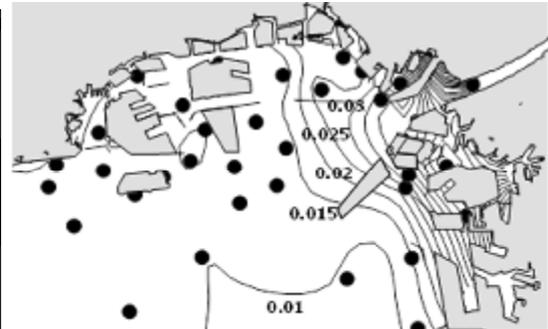
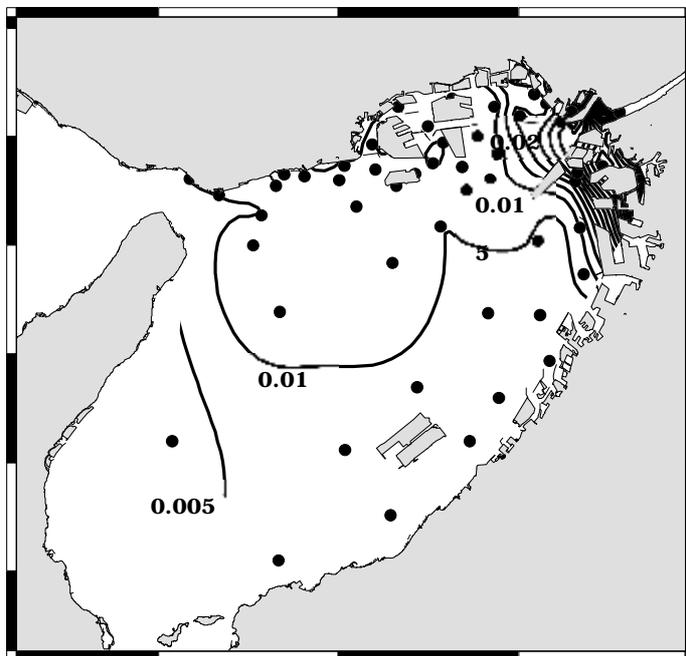


図5 DIP
 (表層、コンター間隔 : 0.005mg/L)

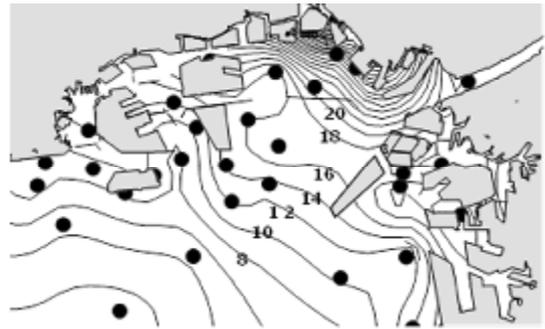
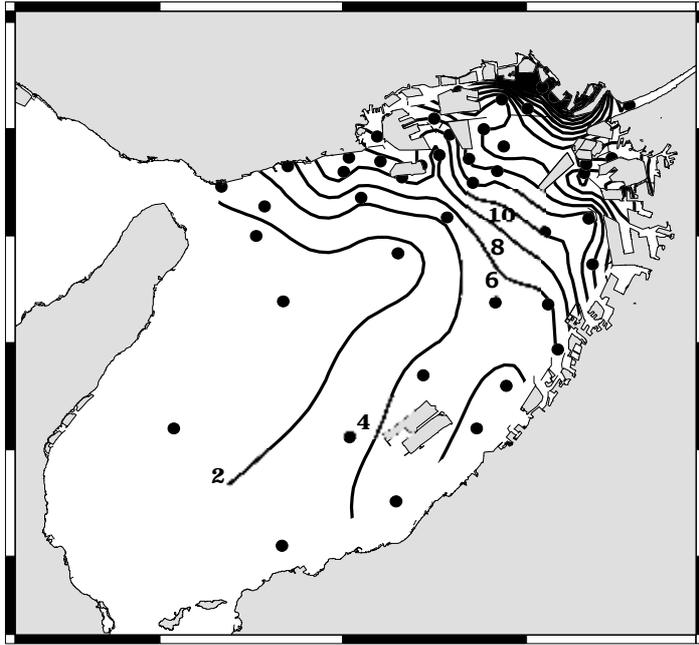


図6 クロロフィルa
(表層、コンター間隔：2 $\mu\text{g/L}$)

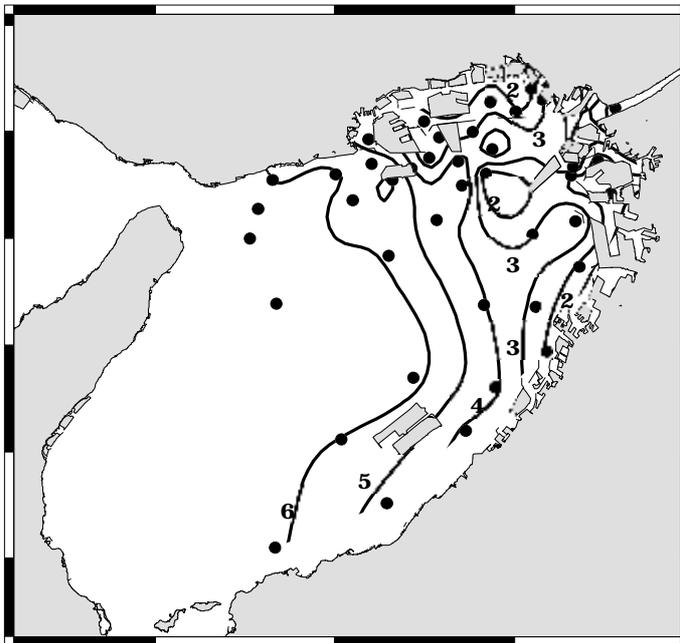


図7 8月の底層DO
(コンター間隔：1 mg/L)

(2) 底質の水平分布

平成 27 年 7 月に環境省が瀬戸内海の東部海域全体の底質状況を把握するために実施した調査をもとに作成した水平分布図のうち、大阪湾の部分を取り出した図は図 8 に示すとおりである。底質分布の傾向として、強熱減量・COD・TOC・全窒素・全りん・硫化物のいずれの項目についても、湾奥部はおおむね高い値で、特にやや沖側で高い値を示している。また、湾中央部・湾口部では、いずれの項目においても低い値を示している。

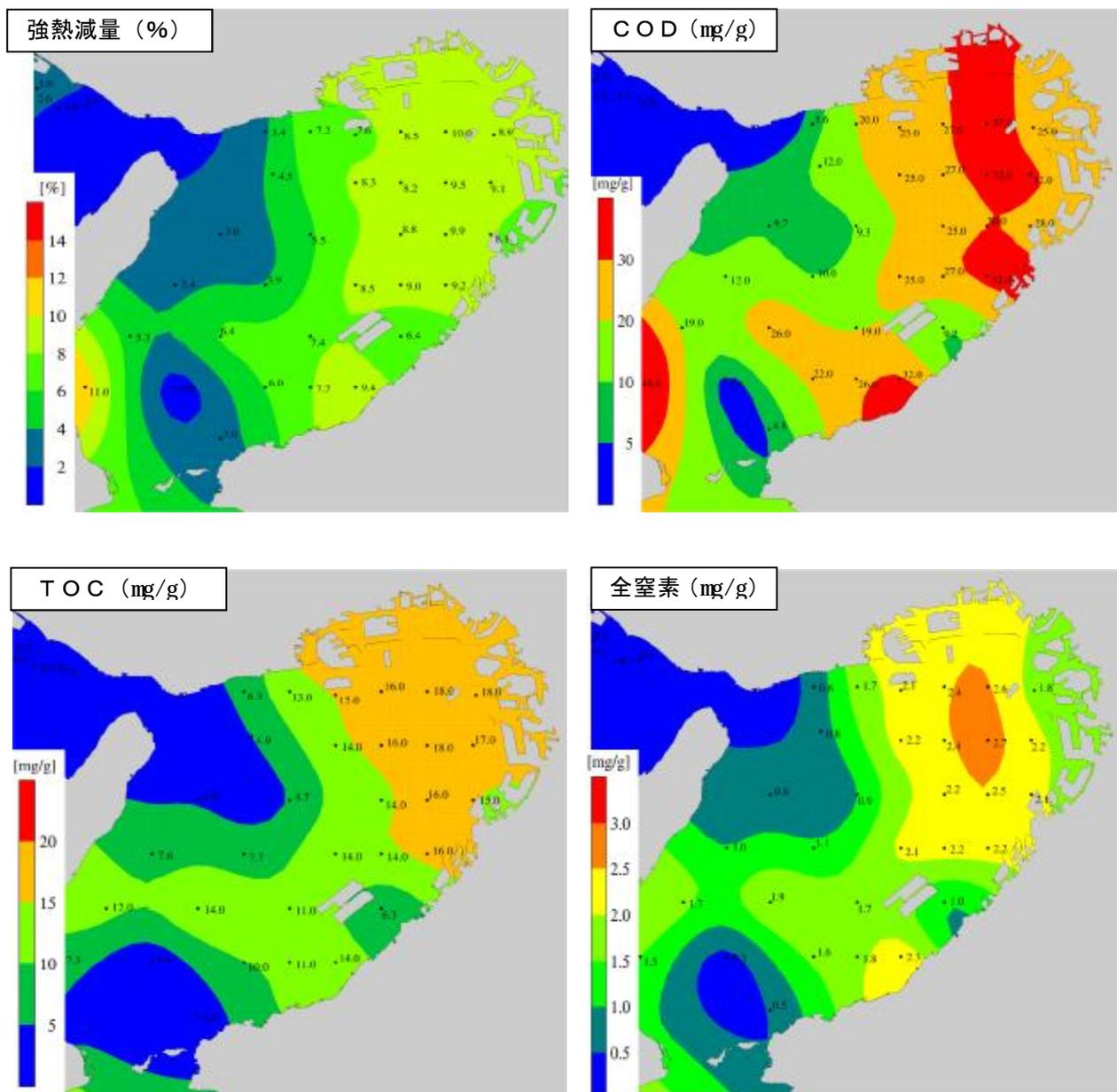


図 8 底質の水平分布 (1) (平成 27 年度 瀬戸内海環境情報基本調査)

※図中の数値は底質調査結果の実測値を示している。水平分布のコンターは調査地点の底質調査結果を基に作成しており、底質分布の傾向を示すものである。調査地点より沿岸の海域は、調査結果の変化傾向から外挿している。なお、この外挿の妥当性については、過去の調査結果と比較して検証している (参考資料 1 46,47 ページ参照)。

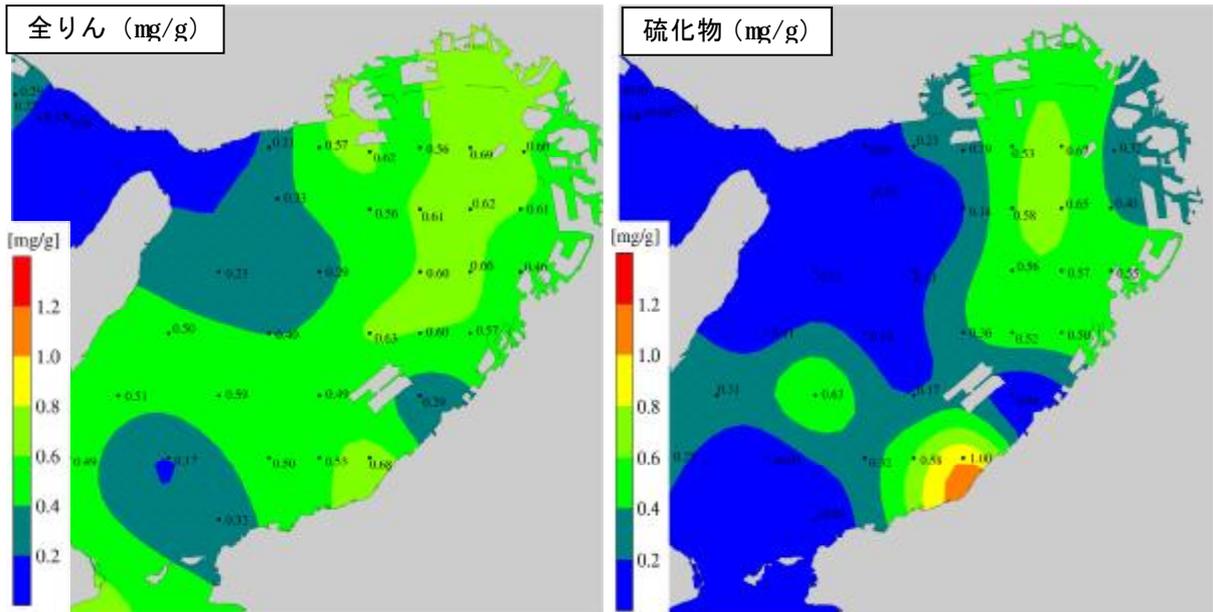


図8 底質の水平分布（2）（平成27年度 瀬戸内海環境情報基本調査）

（3）生物の水平分布

これまでに水平分布が把握されている、マクロベントス、漁場、魚類等の主成育場としての利用状況については、次に示すとおりである。

・マクロベントスの水平分布

府立環境農林水産総合研究所が平成26年9月にマクロベントスの調査を行い、群集構造を解析した結果のうち、汚濁に耐性のある種が優占する群集bと、汚濁に弱い甲殻類が優占する群集eの分布は、図9に示すとおりであり、湾中央より東と西で優占する種が異なっている。

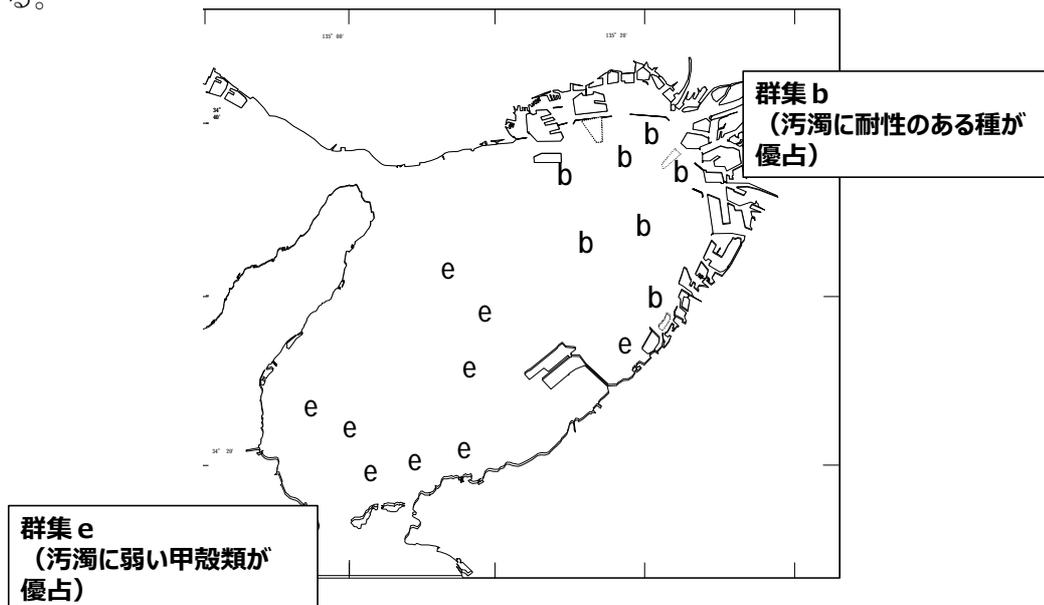


図9 マクロベントスの水平分布

・漁場分布

漁場分布は、図 10 に示すとおりであり、明石海峡付近から湾北部の利用が多く、湾奥沿岸部や湾南西部は利用が少ない。

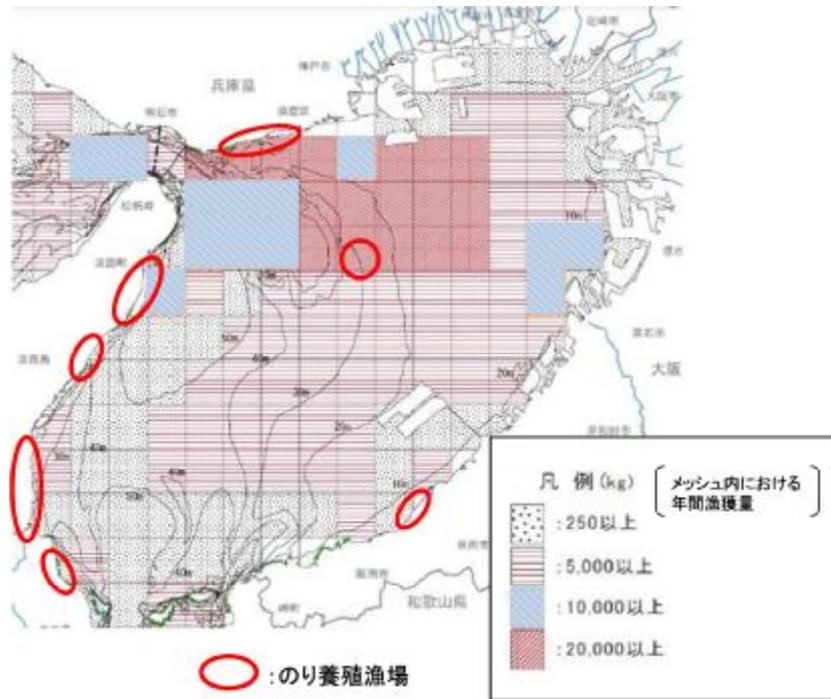


図 10 漁場分布（大阪湾における主要魚介類（スズキ・カレイ類・ヒラメ・マダイ・ガザミ・クルマエビ）の漁場分布図（平成 24 年 12 月 中央環境審議会答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」））

・魚類等の主成育場としての利用状況

一般に、内湾性の魚類等の幼稚仔の成育のためには、餌となる生物が多いことと、隠れ場となるような海岸が必要である。

大阪湾の湾奥部は、海岸部において幼稚仔の隠れ場に適した場所は多くないものの、浅い水域であり、全層に占める有光層の割合が高く生物生産性が高いため、餌となる生物が多い。湾奥部は、淀川等の流入により環境変化が激しい場であることから、世代時間の短い小型の底生動物が多く、これらは特に、カレイ類やエビ・カニ類の幼稚仔の餌として適している。また、河川水の流入により塩分が低いため、高塩分を好む外洋性の大型肉食魚が侵入し難い。このため、図 11 に示すとおり、湾奥部が、クロダイ・コノシロ・スズキ・マコガレイ・ヨシエビ・ガザミ等の主成育場として利用されている。

一方で、大阪湾の湾奥では夏季に貧酸素水塊が発生し、幼稚仔やその餌となる底生動物の個体数が大きく減少するなど、幼稚仔の生息にとっては厳しい環境にあることに注意すべきである。

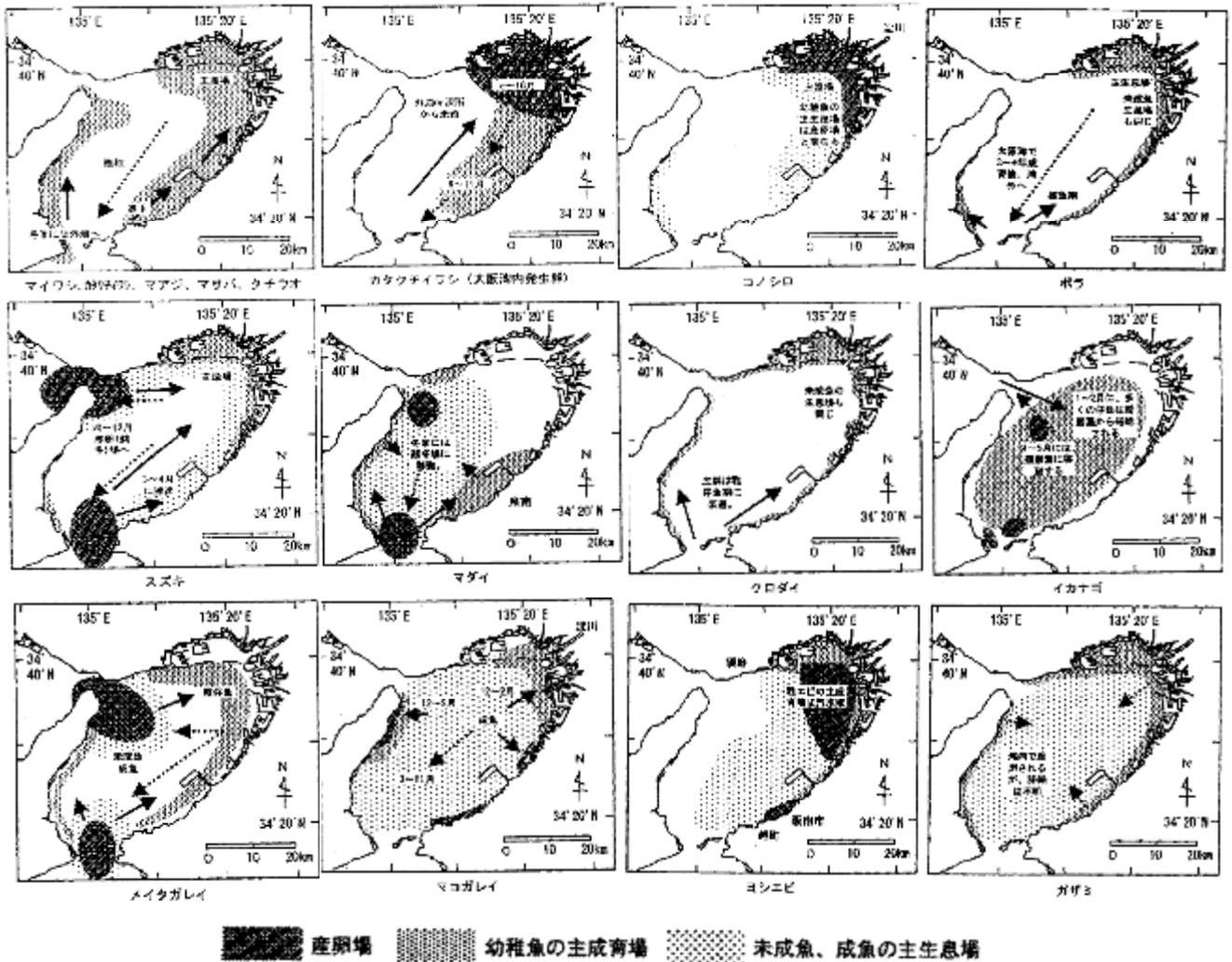


図 11 大阪湾における魚類等の主成育場（平成 14 年 11 月 社団法人日本水産資源保護協会「大阪湾の海域環境と生物生産」）

(4) 沿岸の陸域における利用面での地域特性

大阪湾の沿岸の陸域は、様々な目的で活発に利用されており、また、地域によって利用のされ方が大きく異なっている。産業の拠点や海水浴場や自然とのふれあいの場等としての利用状況と、既存の景観に係る行政計画の目標像は、次に示すとおりである。

・産業の拠点

図 12 に示す湾北東部の網掛けをした地域において、港湾施設や下水道用地、工業用地等が整備され、産業の拠点としての利用が図られている。

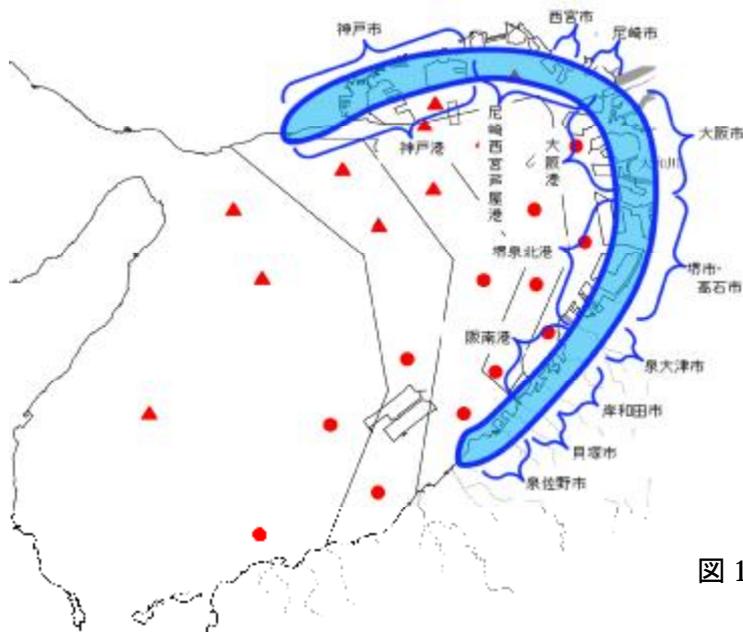


図 12 産業の拠点

・海水浴場や自然海浜保全地区、自然とのふれあいの場等

図 13 に示す湾南西部の網掛けをした地域において、海水浴場や自然とのふれあいの場等としての利用が図られている。

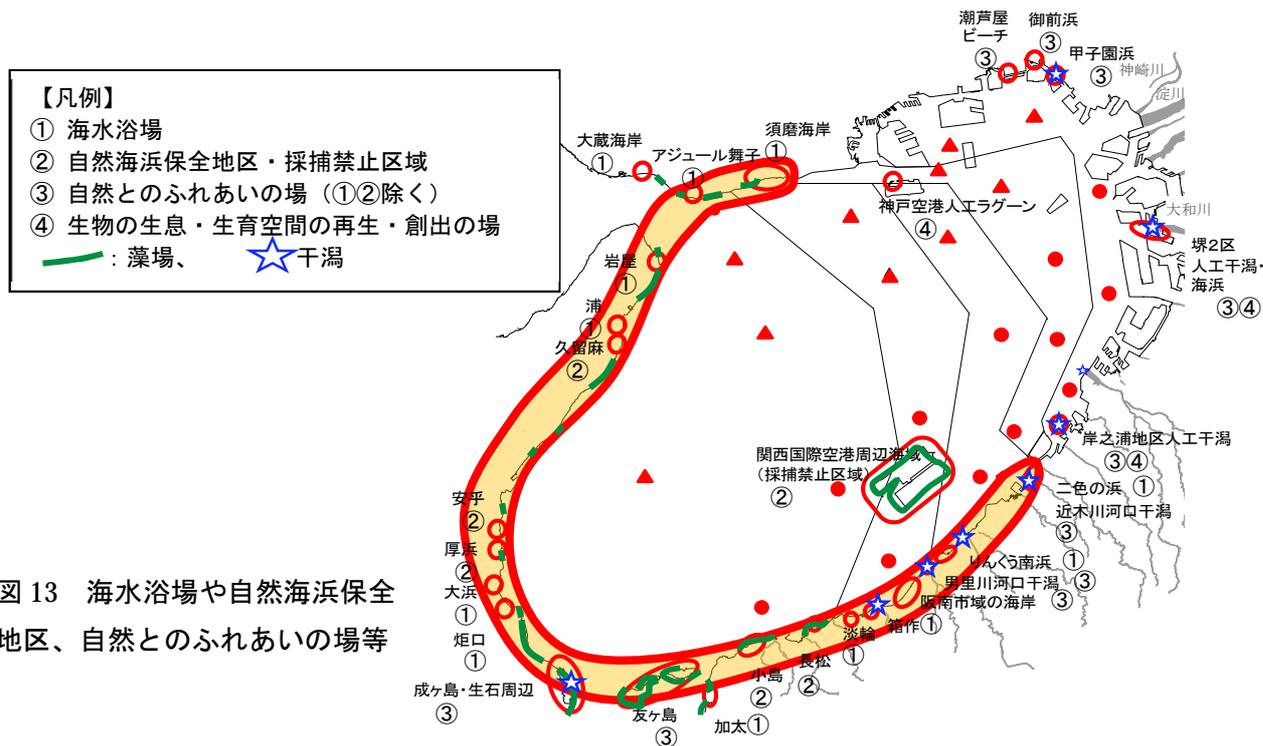


図 13 海水浴場や自然海浜保全地区、自然とのふれあいの場等

・景観

既存の景観に係る行政計画の目標像においては、図 14 に示す湾北東部では産業やまちに関連したキーワードが多く、湾南西部では自然に関連したキーワードが多い。

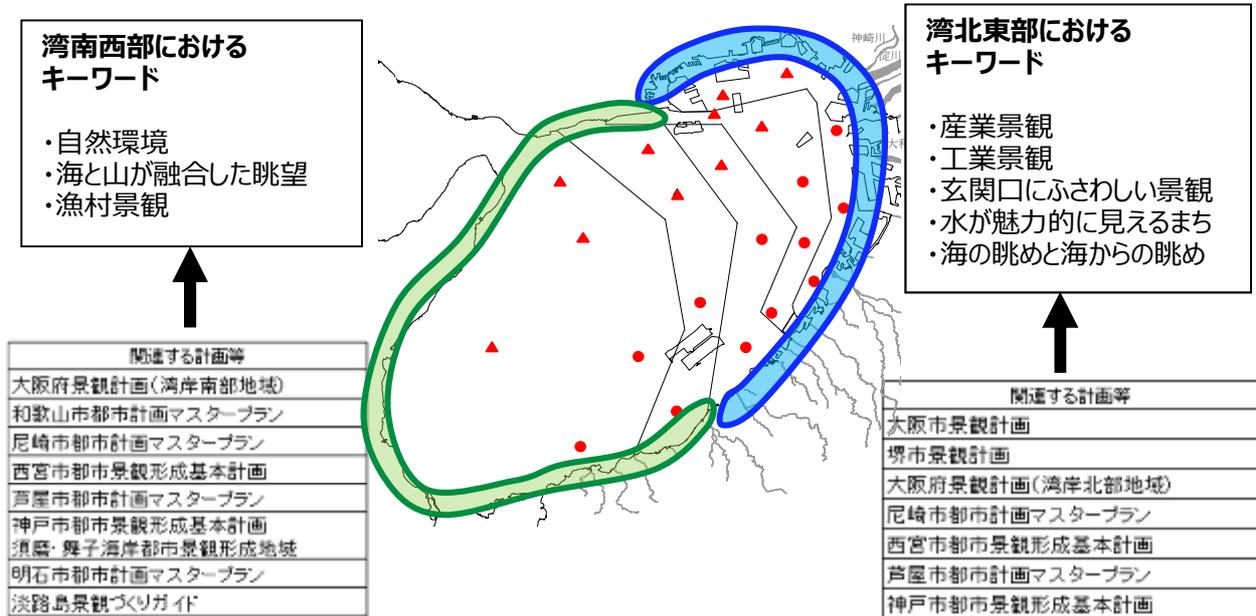


図 14 景観

II あり方検討に係る論点

大阪府計画のあり方の検討を進めるにあたって、検討内容を、環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像、環境保全・再生・創出の基本的な考え方、施策のあり方、施策の進捗状況の点検のあり方の4つとし、計8点の論点を設定して審議を行った。

検討内容1 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

○ 「あり方答申」では、今後の目指すべき将来像を、「庭」「畑」「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を実現していくこととされた。

また、海域によって、求められる「庭」「畑」「道」の価値の重要性の割合が異なることに留意し、海域を区分けし、価値ごとに重点的に高めるといったゾーニングの考え方も重要と指摘された。特に、大阪湾については、湾・灘よりもさらに細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮した検討が必要と指摘された。

○ 基本計画では、計画の目標として、「庭」「畑」「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとされている。

○ 大阪湾においては、湾東部から北部にかけての沿岸は港湾や工業用地として利用され、湾南部から西部にかけての沿岸には自然海岸や藻場が存在するなど、地域によって利用状況が異なっており、水質についても海域によって状況が異なっている。

(論点)

- 1 大阪湾の地域特性や季節性を考慮し、海域をどのように区分けして考えることが適当か。
- 2 各海域における価値の重要性の割合をどのように考えることが適当か。
- 3 大阪湾全体及び各海域で目指すべき将来像はどのようなものか。

検討内容2 将来像の実現に向けた環境保全・再生・創出の基本的な考え方

○ 「あり方答申」における、環境保全・再生の基本的な考え方は、本答申3ページに示す「2) 環境保全・再生の基本的な考え方」のとおりである。

(論点)

- 4 大阪湾の将来像の実現に向け、きめ細やかな水質管理や底質環境の改善、沿岸域における良好な環境の保全、再生及び創出をどのように組み合わせて進めていくことが適当か。
- 5 自然景観及び文化的景観の保全についてどのように進めていくことが適当か。

検討内容3 将来像の実現に向けた施策のあり方

○ 基本計画では、施策推進に当たっての目標として、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」、「水質の保全及び管理」、「自然景観及び文化的景観の保全」、「水産資源の持続的な利用の確保」を定めている。

目標達成のための基本的施策として位置づけられている施策には次のようなものがある。

(沿岸域の環境の保全、再生及び創出)

- ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全に加えて再生・創出を進める。
- ・貧酸素水塊の発生頻度が高い海域など、底質改善対策や窪地対策が必要な海域において浚渫や覆砂、海底耕耘、深掘り跡の埋め戻しを行う。
- ・護岸等の整備や補修・更新時には、環境への配慮を検討する。

(水質の保全及び管理)

- ・水質総量削減制度等に基づき、各種排水対策等を計画的かつ総合的に講ずる。
- ・湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組みを推進する。
- ・浚渫等の底質環境の改善対策を水質保全対策と組み合わせるなどにより、水質及び底質環境の改善を図る。
- ・海水浴場等の自然とのふれあいの場における水質を良好な状態で保全する。

(自然景観及び文化的景観の保全)

- ・自然公園や緑地等を保全する。
- ・漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。
- ・エコツーリズムを推進する。その際には、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるようにする。
- ・人工海浜の造成等により、海と人がふれあえる場を創出する。

(水産資源の持続的な利用の確保)

- ・生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を行う。
- ・水産資源の管理措置について、広く一般の理解を深め、遊漁者にも一定の役割を果たしてもらえるようにする。

○ 「あり方審議」における「基本的な考え方に基づく取組みを推進するための方策」の検討に係る論点として、次のような論点が設定されている。

・取組みを推進させる方策として、必要な事項は何か。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1) 目標項目や目標年次の設定 | 5) 調査研究・技術開発の推進 |
| 2) 瀬戸内海の環境保全の推進体制の充実 | 6) 情報提供・広報の充実 |
| 3) 地域の参加・協働の促進 | 7) 世界の閉鎖性海域との連携 |
| 4) 環境教育・環境学習の充実 | |

(論点)

- 6 基本的な考え方及び基本計画に位置づけられた基本的施策を踏まえ、大阪府の区域において実施すべき施策にはどのようなものがあるか。
- 7 取組みを推進するための方策として、どのような事項に留意することが必要か。

検討内容4 施策の進捗状況の点検のあり方

○ 基本計画では、計画の期間を10年とし、施策の進捗状況について点検を行うこととされ、以下のとおり、点検指標のリストが示されている。また、府県計画における点検指標については、地域の実情に応じて、リストから選択するほか府県独自の指標を追加して点検を行うこととされている。

【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

- ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等面積
- ・渡り鳥飛来数
- ・里海の取組箇所数
- ・「自然再生推進法」に基づく取組箇所数
- ・自然海浜保全地区指定数
- ・海水浴場の数
- ・海水浴場の利用者数
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・底生生物の出現種数・個体数
- ・海砂利採取量
- ・「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略の策定自治体数

【主に水質の保全及び管理に関する指標】

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・りん）
- ・汚水処理人口普及率
- ・下水道高度処理実施率
- ・漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
- ・漁場改善計画数
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」への対応状況
- ・エコファーマー認定件数
- ・化学物質排出移動量届出制度（P R T R）に基づく公共用水域への届出排出量
- ・水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・環境技術実証事業実施件数

【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

- ・国立公園利用者数
- ・国立公園面積
- ・「景観法」に基づく景観計画の策定自治体数
- ・森林面積
- ・森林整備（造林）実施面積

- ・保安林指定面積
- ・林地開発許可処分件数
- ・都市公園面積
- ・「都市計画法」に基づく風致地区指定面積
- ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区指定面積
- ・重要伝統的建造物群保存地区選定件数
- ・史跡、名勝、天然記念物等の国指定件数
- ・重要文化的景観選定件数
- ・海岸漂着物回収量
- ・エコツーリズム推進アドバイザー派遣回数
- ・エコツーリズム地域活性化支援交付金の活用団体数

【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

- ・漁業生産量
- ・クロロフィル a
- ・保護水面指定数

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条に基づく瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画においては、地域の実情に応じて、上記及び下記の指標から選択するほか府県独自の指標を追加して点検を行うものとされている。

府県計画において選択・追加することが想定される指標

【主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標】

- ・藻場・干潟等の保全・再生・創出箇所数・面積
- ・海岸生物の出現種数・個体数
- ・潮干狩場の数
- ・底質環境改善箇所数

【主に水質の保全及び管理に関する指標】

- ・合流式下水道改善率

【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】

- ・魚つき保安林指定面積
- ・景観形成地区等指定件数
- ・史跡、名勝、天然記念物等の府県指定件数
- ・文化的景観の府県選定件数
- ・沿岸地域の海関連伝統行事数

- ・海底ごみ回収量
- ・環境保全活動のイベント数
- ・環境保全活動参加者数
- ・臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数
- ・釣り公園等の釣り場の数

【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】

- ・漁場整備事業（魚礁設置等）実施箇所数
- ・水産動植物採捕禁止区域等設定数

○ 「あり方答申」では、指標の設定について、わかりやすい指標を用いることや可能な限り定量化を図ることなどが指摘されている。

（論点）

8 施策の進捗状況を点検するにあたり、大阪湾の状況を的確に反映し、府民にとって分かりやすく、可能な限り定量的であることを考慮して、どのような指標を用いることが適当か。

Ⅲ 大阪湾のゾーニング

あり方検討にあたり、水質、底質、生物の水平分布と沿岸の陸域における利用面での地域特性を勘案して、ゾーニングを行った。その結果は次に示すとおりである。

1) 水質、底質、生物の水平分布の重ね合わせ

水質の水平分布（図1～図7）を重ね合わせると、図15に示すとおりとなり、

- ① 湾奥沿岸部の濃度が高く、濃度勾配も大きい海域
- ② 湾央より東の濃度勾配が緩やかな海域
- ③ 湾央より西の均一とされている海域

の3つに区分できる。

また、この区分は、図8の底質の分布及び図9～図11の生物の分布とも関連づけられる。

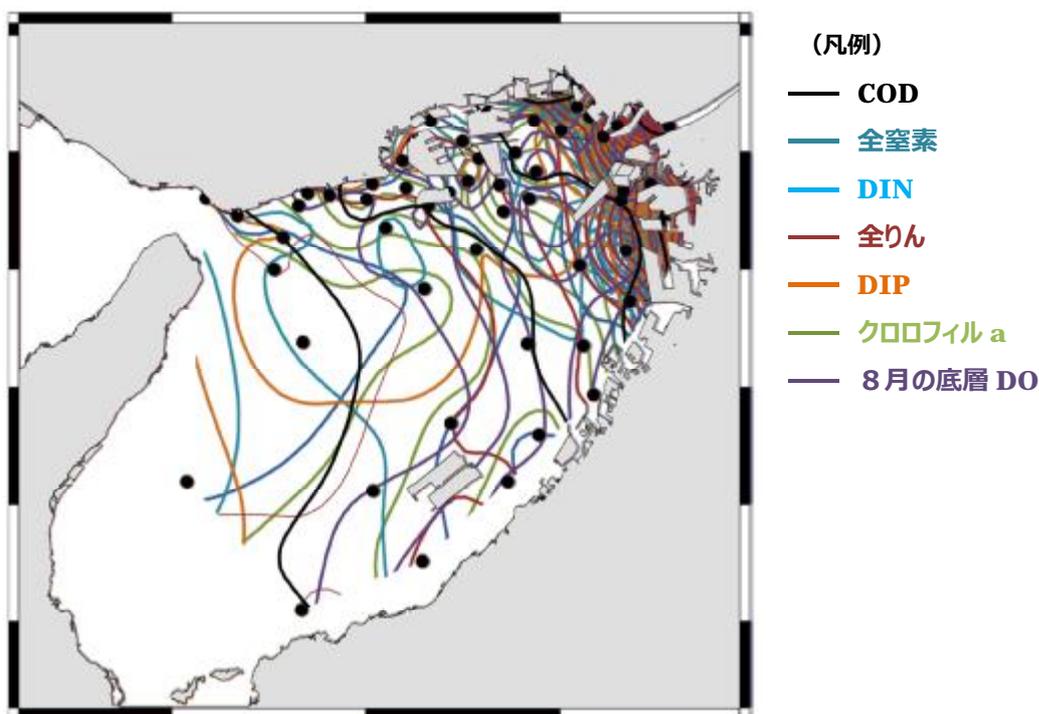


図15 図1～図7の重ね合わせ

このことを踏まえると、まず、①と②の海域を区分する線として、図16に示すCODのC類型の区分線（全窒素・全りんのIV類型の区分線と同一）を使うことが適当である。

ただし、図16において太線で示す最奥部の線の位置については、昭和46年に区分線が設定されて以降に、沿岸部の地形の変化に伴い水質の状況が変化していると考えられるため、現在の水質の状況に応じて見直す必要がある。この最奥部の線の南側では、貧酸素水塊の発生が見られ、底層DOの濃度は生物の生息状況にも大きな影響を及ぼすことから、8月の底層DOの状況に応じて、図17に示すとおり、南側に下げることが適当である。

次に、②と③の海域を区分する線としては、ほぼ潮汐フロントの位置に相当する水深20mライン（図18）を使用することが適当である。

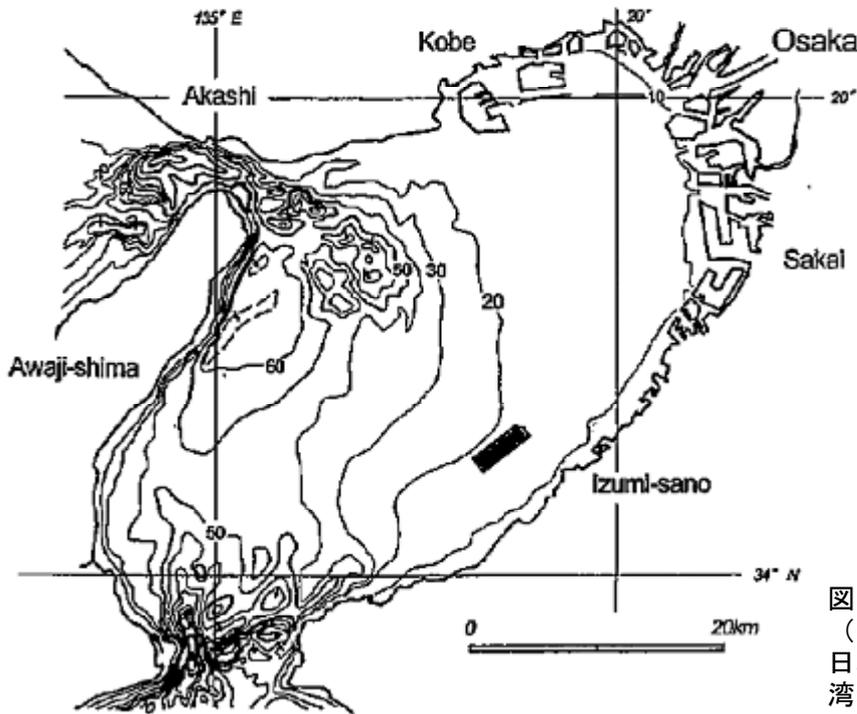


図18 大阪湾の等水深線図
（平成14年11月 社団法人
日本水産資源保護協会「大阪
湾の海域環境と生物生産」）

以上のことから、海域を図19に示す区分線で3つに区分することが適当であると考えられる。

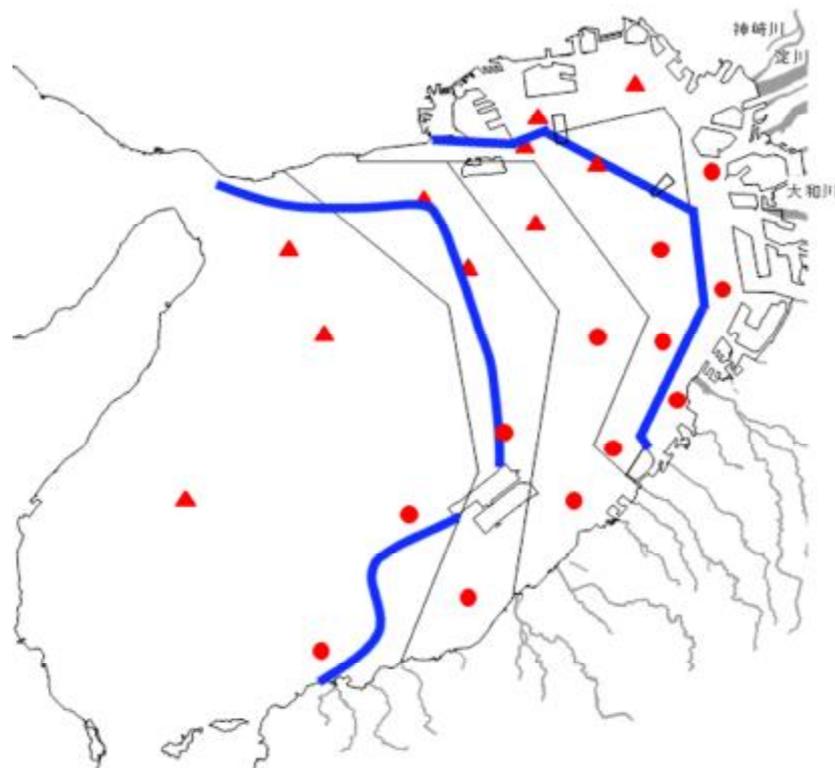


図19 海域の区分線

2) 利用面での地域特性の重ね合わせ

利用面での地域特性（図12～図14）を重ね合わせると、図20に示すとおり、湾北東側の人工的な利用が多い地域と、湾南西側の自然を活かした利用等がなされている地域の2つに区分することが適当であり、その境界線は概ねCODのC類型の区分線が陸域と接する付近に位置している。

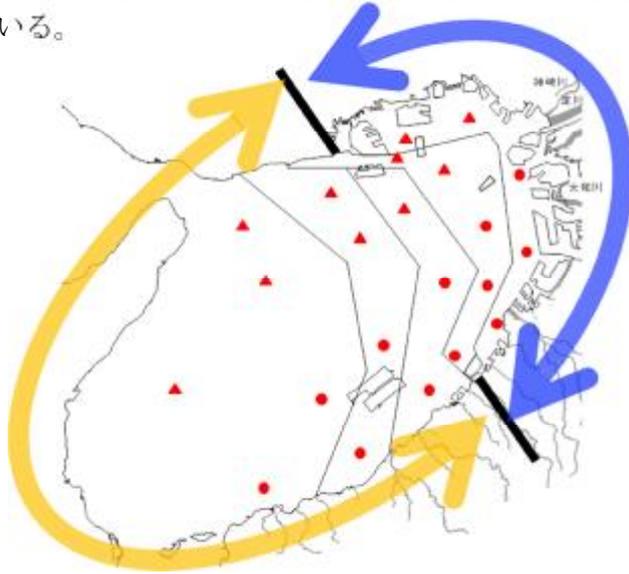


図20 図12～図14の重ね合わせ

3) 大阪湾のゾーニング

以上のことから、大阪湾のゾーニングとして、図21に示す3つのゾーンに区分することが適当である。

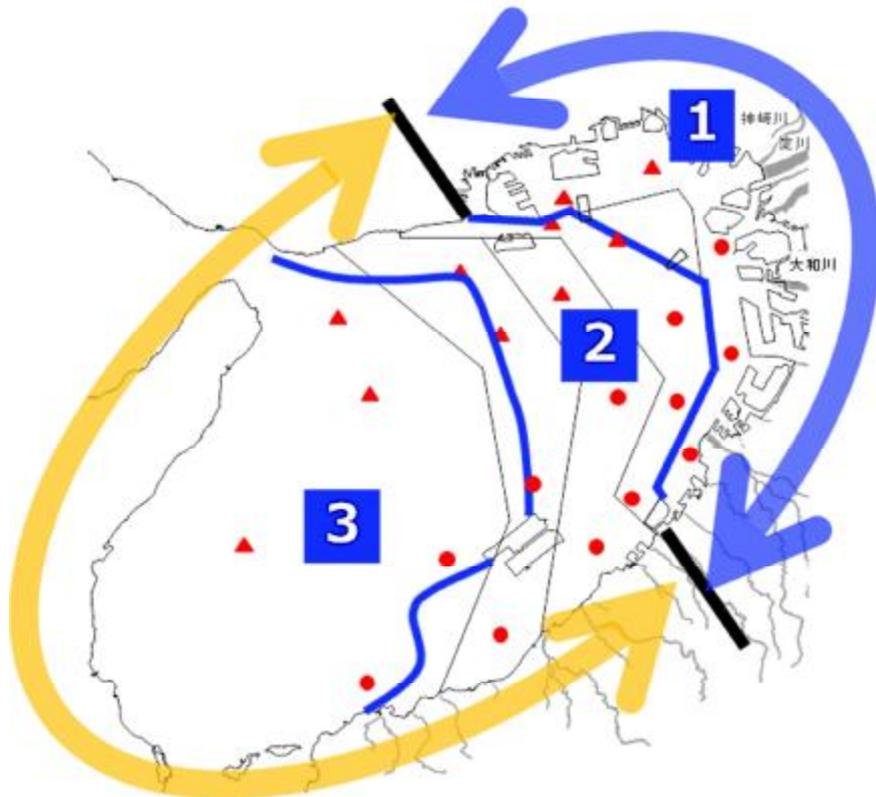


図21 大阪湾のゾーニング

4) 各ゾーンの特徴づけ

3) の各ゾーンについては、それぞれ表1に示すとおり特徴づけられる。

表1 各ゾーンの特徴づけ

	海域の状況	沿岸の陸域の状況
ゾーン1	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾に特徴的な閉鎖性の高い港湾域があり、埋立地・防波堤等の影響を大きく受けている。 ・河川水の流入等、陸域からの影響を大きく受けている。 ・水質や負荷量制御という視点からいうと、湾全体の生物生産や生態系に非常に大きな影響を与える場所。 ・沿岸部の窒素やりん等の濃度が高く、濃度勾配が大きい。 ・夏季の底層DOが2 mg/L を下回る海域の割合が高い。 ・底質の窒素・りん等の濃度が特に高い。 ・マクロベントスについては、汚濁に耐性のある種が優占している。 ・魚類等の成育場としてよく利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設や工業用地などが整備され、産業の拠点としての利用が図られている。 ・生物の生息・生育空間の再生・創出が図られている。 ・景観の将来像のキーワード： 産業景観や工業景観、玄関口にふさわしい景観、水が魅力的に見えるまち、海の眺めと海からの眺め
ゾーン2	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の濃度が緩やかに変化している。 ・底質の窒素・りん等の濃度が高い。 ・漁場としてよく利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場や自然とのふれあいの場等としての利用が図られている。
ゾーン3	<ul style="list-style-type: none"> ・湾口部を有し、海水交換が活発であり、水質の濃度が均一化している。 ・マクロベントスについては、汚濁に弱い甲殻類が優占している。 ・漁場としてよく利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の将来像のキーワード： 自然環境、海と山が融合した眺望、漁村景観

IV 環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像

瀬戸内海環境保全基本計画の変更内容と大阪湾の水質、底質、生物の状況、海域や沿岸の陸域が、漁場や産業の拠点、海水浴場や自然とのふれあいの場等の多様な目的で利用されている実態を踏まえるとともに、大阪湾が、大都市域に立地するなど瀬戸内海において特殊な海域であることを踏まえて検討を行った結果、環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像は次のとおりとすることが適当である。

(環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像)

多面的価値・機能が最大源に発揮された「豊かな大阪湾」が実現している

(豊かな大阪湾が有する多面的価値・機能)

- ・ **多様な生物を育む場が確保されている**

生物の生息に適した自然環境等の保全・再生・創出や、環境に配慮した護岸や沿岸の施設による良好な海域環境の創出が進むとともに、水産資源の持続的な利用が確保され、多様な生物を育む場が確保されている。

- ・ **健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている**

水質環境基準（底層DO含む）が達成・維持されるとともに、底質が改善され、生物生産性が確保されるよう、湾奥部における停滞性水域の流況が改善され、栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれている。

- ・ **都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている**

貴重な自然景観・文化的景観の保全、海と都市や産業施設が融合した都市景観・産業景観という新たな魅力の創出や環境保全と調和した沿岸防災機能の強化が進むとともに、海を使い、海と親しむ場や機会が拡充され、それらが活発に活用されることにより、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、都市としての魅力を高めている。

V 将来像の実現に向けた環境保全・再生・創出の基本的な考え方

IVに示す将来像の実現に向けた環境保全・再生・創出の基本的な考え方について、豊かな大阪湾の有する多面的価値・機能を最大源に発揮させるような取組みを、最も効果的と考えられる場所で実施することが必要である。

このことから、環境保全・再生・創出の基本的な考え方と、それぞれの取組みを重点的に進めるべきゾーンについては、次のとおりとすることが適当である。

1 多様な生物を育む場の確保

1-1 生物の生息環境の改善

- ・ 海岸の大半が直立護岸となっている湾奥部において、湾全体における良好な生態系ネットワークの形成や、海と川を行き来する生物の生息に資するよう、適切な場所に、生物が生息しやすい場を創出する必要がある。
- ・ 生物の生息に適した底質環境を確保するため、底質環境の改善を進める必要がある。
- ・ 自然環境が残され海に近づける場が多い湾南部において、自然環境を保全しつつ、必要に応じて人の手を加える「里海づくり」を推進することが必要である。

表2 「生物の生息環境の改善」を重点的に進めるゾーン

項目	ゾーン*		
	1	2	3
・ 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出	○		
・ 底質環境の改善	○	○	
・ 湾南部における「里海づくり」の推進		○	○

* 重点的に取り組むべきゾーンに○を付している（以下同じ）。

1-2 水産資源の持続的な利用の確保

- ・ 資源が減少している魚種の資源の底上げを図るため、水産資源の増殖を推進する必要がある。
- ・ 水産資源の維持・回復を図るため、水産資源の適切な管理を推進する必要がある。
- ・ 湾全体の漁場環境の改善につながるような広域的な視点を持った漁場整備を進める必要がある。

表3 「水産資源の持続的な利用の確保」を重点的に進めるゾーン

項目	ゾーン		
	1	2	3
・ 水産資源の増殖の推進	○	○	○
・ 水産資源の適切な管理	○	○	○
・ 広域的な視点を持った漁場整備		○	

2 水質の保全及び管理

- ・ 湾奥部において、停滞性水域における流況を改善し、栄養塩類の過度な偏在を解消する必要がある。
- ・ 藻場・干潟等の水質浄化機能を活用し、本来あるべき物質循環を回復させる必要がある。
- ・ 夏季の貧酸素水塊の発生を抑制する必要がある。
- ・ 水質環境基準（底層DO含む）を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために海域別・季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルについて調査研究を進めるとともに、栄養塩類の管理手法を確立する必要がある。
- ・ 気候変動が水質や生物多様性・生物生産性に与える影響を把握し、気候変動への適応を図る必要がある。

表4 「水質の保全及び管理」を重点的に進めるゾーン

項目	ゾーン		
	1	2	3
・ 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消	○		
・ 藻場・干潟等の水質浄化機能の活用、物質循環の回復	○		
・ 夏季の貧酸素水塊の発生の抑制	○		
・ 海域別・季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルの調査研究と栄養塩類の管理手法の確立	○	○	○
・ 気候変動が与える影響の把握と気候変動への適応	○	○	○

3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出

- ・ 海に近づける場が限られている湾奥部において、海と親しめる場や機会を拡充する必要がある。
- ・ 海と都市や産業が融合した都市景観・産業景観の魅力を創出する必要がある。
- ・ 沿岸域において環境保全と調和した防災・減災を進める必要がある。
- ・ 自然環境等を活用して、楽しみながら、それらの価値や大切さの理解が深まるような機会を創出する必要がある。
- ・ ごみ等によって海の美観が損なわれないようにする必要がある。

表5 「都市の魅力を高める潤い・安心の創出」を重点的に進めるゾーン

項目	ゾーン		
	1	2	3
・ 海と親しめる場や機会の拡充	○		
・ 海と都市や産業が融合した都市景観・産業景観の魅力を創出	○	○	
・ 沿岸域における環境保全と調和した防災・減災の推進	○	○	
・ 自然環境等の価値や大切さの理解を深める機会の創出	○	○	○
・ 海の美観の保全	○	○	○

VI 将来像の実現に向けた課題と施策のあり方

将来像の実現に向けた施策のあり方の検討においては、はじめに、Vで検討した環境保全・再生・創出の基本的な考え方に沿って課題を抽出した。

その上で、多面的価値・機能が最大源に発揮された「豊かな大阪湾」を実現するため、将来像の実現に向けた施策のあり方について検討した結果、これまでに取り組んできた施策に加え、新たに取り組むべき施策や、これまでの取組みをさらに強化すべき施策については、次のとおりとすることが適当である。

なお、環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、対策の実施にあたっては、効果を把握するためのデータを取りながら、その結果を踏まえて必要に応じ柔軟に対策を変更する順応的管理の考え方に基づくことが重要である。

また、「豊かな大阪湾」の価値・機能は、多面的であることから、これらの価値・機能が互いに両立できる関係となるよう、適切にバランスさせて施策を実施することが重要である。

さらに、今後、人口減少等の社会構造の変化や産業構造の変化が、大阪湾の水質等の環境に影響を及ぼし得ることを考慮し、変化に対応できる柔軟性を持った施策の策定・実施や見直しを行っていくことが重要である。

1 多様な生物を育む場の確保

1-1 生物の生息環境の改善

(将来像の実現に向けた課題)

- ・ 湾奥部において、人工干潟の整備や護岸の改修における環境配慮等がなされているものの、直立護岸など、生物の生息が困難な場が多数存在している。
- ・ 効率的な底質改善手法が不足している。
- ・ 埋め戻しに着手している窪地は一部である。
- ・ 大阪湾の環境の保全・創造への住民参加を促進する必要がある。

(将来像の実現に向けた施策のあり方)

① 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（重点ゾーン：1）

湾奥部が幼稚魚の成育場として良好に機能するよう、藻場・干潟の整備や、護岸を生物が定着しやすいような構造にする等により、生物が生息しやすい場の創出を図る必要がある。

（これまでの取組みの一例：泉大津沖処分場や堺2区における生物の生息環境の創出に配慮した護岸の整備）

② 底質環境の改善に係る調査研究と対策の実施（重点ゾーン：1、2）

底質環境の調査や効率的に底質を改善する手法の調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。

（これまでの取組みの一例：漁業者による海底耕耘）

③ 窪地の埋め戻しの推進（重点ゾーン：1、2）

浚渫土砂の確保に努め、窪地の埋め戻しを推進する必要がある。

④ 湾南部における「里海づくり」の推進（重点ゾーン：2、3）

湾南部において、漁業者やNPO等と協働したアマモ場の創出などの「里海づくり」を推進することが必要である。

（これまでの取組みの一例：NPOや漁業者によるアマモ場づくり）

その他、次に掲げる、これまで取り組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。

- 自然海浜保全地区の指定、保全
- 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

1-2 水産資源の持続的な利用の確保

（将来像の実現に向けた課題）

- ・ 資源が低減している魚種等の資源量の回復を図る必要がある。
- ・ 水産資源の管理をさらに推進する必要がある。
- ・ 水産資源の管理において遊漁者も一定の役割を果たすことが重要である。
- ・ 漁場整備にあたっては、湾全体の漁場環境の改善につながるような広域的な視点を持つことが重要である。

（将来像の実現に向けた施策のあり方）

⑤ 栽培漁業の推進（重点ゾーン：1、2、3）

環境特性や資源生態、技術開発の進捗状況等を勘案して対象種を選定し、栽培漁業をさらに推進する必要がある。

⑥ 資源管理型漁業の推進（重点ゾーン：1、2、3）

資源解析結果等を踏まえ、より効果的な資源管理型漁業を推進する必要がある。

⑦ 資源管理への遊漁者の協力（重点ゾーン：1、2、3）

より多くの遊漁者に、資源管理の重要性を伝え、資源管理に協力してもらう必要がある。

（これまでの取組みの一例：釣り人の団体による繁殖期における釣りの自粛や、小さな魚は海に返す取組みの実施）

⑧ 広域的な漁場整備の推進（重点ゾーン：2）

魚類等が成長しながら湾内を移動していく実態を踏まえ、成長段階に応じた漁礁等の場の整備を各海域で行うことにより、湾全域での資源量の増加を目指すような、広域的な視点を持った漁場整備を推進する必要がある。

その他、次に掲げる、これまで取り組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。

- 沿岸域における藻場等の造成

2 水質の保全及び管理

（将来像の実現に向けた課題）

- ・ 湾奥部に栄養塩類が過度に偏在し、赤潮や貧酸素水塊が発生する要因の一つとなっている。
- ・ 湾奥部において、直立護岸など、生物の生息が困難な場が多数存在しており、沿岸に

おける生物による水質浄化機能が低下している。

- ・ 夏季に貧酸素水塊が発生し、生物の生息に悪影響を及ぼしているが、その対策手法について確立されていない。
- ・ 水質環境基準（底層DO含む）を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために海域別・季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルについて明らかになっておらず、栄養塩類の管理手法についても確立されていない。
- ・ 水質の保全や生物多様性・生物生産性の確保に係る気候変動への適応策が確立されていない。

(将来像の実現に向けた施策のあり方)

⑨ 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施（重点ゾーン：1）

埋立地間水路等における海水の流動改善や、湾奥の閉鎖的な海域から沖合側への排水口の移設等の既存構造物の管理・使用方法の改善、底質からの栄養塩類の溶出の低減等による効果を把握するとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。

⑩ 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（再掲）（重点ゾーン：1）

湾奥部において生物が生息しやすい場を創出し、沿岸における生物による水質浄化機能を向上させる必要がある。

⑪ 貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究と対策の実施（重点ゾーン：1）

貧酸素水塊の発生状況の詳細な把握や、形成メカニズム等の調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。

⑫ 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究と対策の実施（重点ゾーン：1、2、3）

水質環境基準（底層DO含む）を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための海域別・季節別の栄養塩類の濃度レベル及び管理手法の調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。

⑬ 気候変動への適応に係る調査研究と対策の実施（重点ゾーン：1、2、3）

気候変動が水質や生物多様性・生物生産性へ与える影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析や、気候変動への適応策に関する調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。

その他、次に掲げる、これまで取り組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。

- 水質総量規制制度等の実施
 - ・ 総量規制基準（C値）の設定
 - ・ 事業場の規制指導
 - ・ 家畜排せつ物の適正処理の推進
 - ・ 河川における底質汚泥の浄化浚渫の実施
 - ・ 赤潮等の発生の監視
- 下水道等の整備の促進
 - ・ 下水道等の整備による生活排水の適正処理
 - ・ 下水道の高度処理の推進

- ・合流式下水道の改善
- 有害化学物質等の低減のための対策
 - ・環境リスクの高い化学物質の排出削減
 - ・PCB等による底質の悪化の防止、除去基準を上回る底質の除去
- 事故による海洋汚染の未然防止、油等による汚染への対応、排出油等防止体制の整備
- 海水浴場の保全等
 - ・海水浴場水質検査の実施、流入河川域及び沿岸の事業所の指導
 - ・NPO等と連携した水質保全
- 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
 - ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進
 - ・処理施設等の整備
 - ・処分地の確保
- 陸域における水循環機能の回復
- 水質等の監視測定

3 都市の魅力をもつ潤い・安心の創出

(将来像の実現に向けた課題)

- ・湾奥部では、海に近づける場が限られているとともに、場の存在があまり知られていない。
- ・大阪の特徴を活かした景観の魅力をもつ創出する必要がある。
- ・環境との調和に配慮した、防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・自然環境や人工干潟等に生息する生物等の保護に配慮しつつ、活用を進める必要がある。
- ・海岸漂着物等が、景観を損ねている。

(将来像の実現に向けた施策のあり方)

⑬ 湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充（重点ゾーン：1）

湾奥部において、海と親しめる場の整備や、既存の場のPRの強化、利便性の向上などを図る必要がある。

⑭ 大阪の特徴を活かした、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出（重点ゾーン：1、2）

臨海部のダイナミックな景観や、海に向かって夕日が沈むなど、大阪の特徴を活かして、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力をもつ発掘し、PRする必要がある。

（これまでの取組みの一例：海遊館や尼崎における夕日と海・まちが一体となった景観の創出の取組み）

⑮ 環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進（重点ゾーン：1、2）

護岸や防潮堤の整備・補修・更新時においては、環境配慮型構造物の採用や、海へのアクセスや景観への配慮等を進める必要がある。

⑯ エコツーリズムの推進（重点ゾーン：1、2、3）

自然環境等を活かし、企業等と連携して、エコツーリズムを推進する必要がある。

⑰ ごみの発生抑制（重点ゾーン：1、2、3）

NPO等と協働して、住民に、内陸で投棄されたごみが河川を經由して海域にまで至るという実態を伝え、広範囲に影響を及ぼすことの理解を深めること等により、ごみの発生の抑制を図る必要がある。

(これまでの取組みの一例：NPOが保津川において住民と連携して実施している、ごみの漂着調査や川・海のごみを減らす取組み)

その他、次に掲げる、これまで取り組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。

- 自然公園等の保全
 - ・ 国定公園の指定、管理
 - ・ 府立阪南・岬自然公園の指定、管理
- 緑地等の保全
 - ・ 保安林等の指定
 - ・ 沿岸都市地域における緑地の確保、緑化修景の措置
 - ・ 健全な森林の保護育成のための事業の実施
- 史跡等の保全
- 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
 - ・ 海上に浮遊するごみ、油等の回収
 - ・ 清掃活動への府民参加の推進
- 景観計画に基づく規制誘導

その他、次に掲げる、これまで取り組んできた大阪湾の環境保全全般に関わる施策について、引き続き実施する必要がある。

- 広域的な連携の強化
- ホームページの活用等による情報提供、広報の充実
- 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 海外の閉鎖性海域との連携

VII 施策の進捗状況の点検指標

施策の進捗状況の点検指標については、大阪湾の状況を的確に反映し、府民にとって分かりやすく、可能な限り定量的であることが望ましい。また、基本計画に示される指標だけでなく、今回検討した施策のあり方に対応する指標が必要であるという観点から、施策の進捗状況の点検指標については、次のとおりとすることが適当である（なお、基本計画に示されている指標には「○」を、基本計画に示されていない指標には「☆」を、それぞれ付している。）。

1 多様な生物を育む場の確保

1-1 生物の生息環境の改善

（施策のあり方に対応する指標）

①湾奥部における生物が生息しやすい場の創出

- 生物の生息環境の創出箇所数、実施規模
- 藻場・干潟の面積
- 海岸生物の出現種数、個体数

②底質環境の改善に係る調査研究と対策の実施

- ☆ 底質改善手法の調査研究・対策の事例
- 底生生物の出現種数、個体数

③窪地の埋め戻しの推進

- 窪地の埋め戻し実施箇所数、埋め戻し量

④湾南部における「里海づくり」の推進

- 「里海づくり」の取組箇所数

（その他の指標）

- 自然海浜保全地区指定数
- 生物多様性地域戦略の策定自治体数

1-2 水産資源の持続的な利用の確保

（施策のあり方に対応する指標）

⑤栽培漁業の推進

- ☆ 栽培漁業の対象魚種数・放流尾数

⑥資源管理型漁業の推進

- ☆ 資源管理の対象魚種数

⑦資源管理への遊漁者の協力

- ☆ 資源管理における遊漁者の取組事例

⑧広域的な漁場整備の推進

- 漁場整備面積
- ☆ 広域的な漁場整備の実施事例

(その他の指標)

- 漁業生産量
- ☆ ノリ・ワカメの生産量
- 水産動植物採捕禁止区域等設定数

2 水質の保全及び管理

(施策のあり方に対応する指標)

⑨湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施

- ☆ 海水の流動改善等に係る調査研究・対策の事例

⑩湾奥部における生物が生息しやすい場の創出（再掲）

- ☆ 生物の生息環境創出箇所における水質浄化の状況

⑪貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究と対策の実施

- ☆ 貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究・対策の事例

⑫栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究と対策の実施

- ☆ 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究・対策の事例

⑬気候変動への適応に係る調査研究と対策の実施

- ☆ 気候変動の影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析及び適応策に関する調査研究・対策の事例

(その他の指標)

- 水質汚濁に係る環境基準の達成状況
- 水質（COD、T-N、DIN、T-P、DIP、TOC等）の状況
- 底質（COD、強熱減量、T-N、T-P、酸化還元電位等）の状況
- 水温の状況
- 貧酸素水塊の発生状況
- 赤潮の発生状況
- クロロフィル a の状況
- ☆ 植物プランクトンの状況
- ☆ 動物プランクトンの状況
- 発生負荷量・流入負荷量（施策効果を適切に把握するため、合流式下水道からの雨天時越流負荷を考慮するなど、流入負荷のより精度の高い見積もりを行えるよう検討する必要がある。）
- 生活排水適正処理率
- 高度処理普及率
- 合流式下水道改善率
- 水浴場の水質判定基準の達成状況

3 都市の魅力を高める潤い・安心の創出

(施策のあり方に対応する指標)

⑬湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充

- 大阪湾と親しめる場の数
- ☆ 既存の場のPRの強化・利便性の向上事例

⑭大阪の特徴を活かした、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出

- ☆ 住民や企業等と連携した景観の魅力創出に向けた取組事例

⑮環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進

- 護岸や防潮堤の整備・補修・更新時における環境配慮型構造物の採用や海へのアクセス、景観等に配慮した取組事例

⑯エコツーリズムの推進

- ☆ 企業等と連携したエコツーリズムの実施事例

⑰ごみの発生の抑制

- ☆ ごみの発生の抑制に係る住民への啓発件数

(その他の指標)

- 国定公園・府立自然公園利用者数
- 国定公園・府立自然公園面積
- 「景観法」に基づく景観計画の策定自治体数
- 保安林指定面積（魚つき保安林を含む）
- 都市公園面積
- 「都市計画法」に基づく風致地区指定面積
- 「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区指定面積
- 史跡、名勝、天然記念物等の国・府指定件数
- 海水浴場の利用者数
- 海岸漂着物、海底ごみ回収量
- 美化活動参加者数
- 大阪湾の環境保全に関連するイベント数・参加者数

(大阪湾の環境保全全般に関わる指標)

- ☆ 広域的に連携した環境保全に係る取組みの事例
- ☆ 関連するホームページとその閲覧数
- ☆ 環境教育・環境学習の推進事例

おわりに

本審議会においては、瀬戸内海環境保全計画部会を設置して計6回の審議を行い、「多様な生物を育む場が確保されている」、「健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている」、「都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている」という多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現していることを、環境保全・再生・創出の観点から見た今後目指すべき大阪湾の将来像として掲げ、その実現に向けた施策のあり方を検討した結果を受け、本答申として取りまとめた。

大阪府においては、この答申を踏まえて、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を適切に変更されたい。施策の推進にあたっては、庁内関係部局はもとより、国や関係府県、民間企業、NPO等との情報共有・連携を図って取り組まれることを期待する。なお、計画の変更や施策の推進においては、大阪湾の環境を保全するという従来の観点のみならず、かつての良好な環境を取り戻す再生や、さらに新たに豊かな環境を積極的に創り上げる創出の観点を持って取り組むことが重要である。

また、大阪湾は集水域に大都市圏を抱え、湾内における水質の濃度勾配が非常に大きいなど、瀬戸内海の他の湾・灘とは異なった特徴を持つ海域であり、未解明な課題も多いことから、今後とも、科学的な知見の集積が必要である。大阪府においては、これら知見の情報収集にも積極的に取り組み、施策の推進に活かされることを期待する。

※ 参考資料は省略している。